

川西市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

川西市長 越田 謙治郎

川西市条例第 28 号

川西市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

川西市職員等の旅費に関する条例（昭和 44 年川西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「勤務庁」の次に「（常時勤務する勤務庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 4 号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 6 項中「、第 4 項及び前項」を「及び前 2 項」に、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され」を「次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第 7 項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当す

るものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「には」を「で、前項の規定に該当する場合には」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「これを変更するいとま」を「当該事項を記載するいとま」に、「又は」を「、又は」に改め、「、これを当該旅行者に提示し」を削り、同条第5項を削る。

第5条第1項中「この条例」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び第10条から第19条までに規定する内容に基づき」を加え、「場合の旅費により」を「場合によつて」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「しようとする者」を「しようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「支払担当者等」を

「市長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第4項を削り、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が速やかに旅費の精算をしなかつた場合又は過払金を返納しなかつた場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は書類を提出したものとみなす。

第11条を第8条とする。

第12条中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条から第19条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に定める額を参酌して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に定める額を参酌して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、省令第15条に定める方法を参酌して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

２ 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

第１９条の２及び第２０条を削る。

第２１条第１項第１号中「という」を「という。」に、「退職等の命令の通達を受けた日にいた地」を「旧勤務地」に改め、同条を第２０条とする。

第２２条第１項第１号中「旧勤務地」を「遺族の居住地」に改め、同項第２号中「新勤務地」を「新居住地」に改め、同条第２項中「第２条第１項第３号」を「第２条第１項第４号」に改め、同条を第２１条とする。

第２３条を第２２条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第２３条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第１０条第１項各号、第１１条第１項各号、第１２条第１項各号及び第１３条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２ 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第１４条、第１５条、第１７条、第１８条及び第１９条第１項並びに第７条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第２４条第１項を次のように改める。

旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行におけ

る特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第24条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同項を同条第2項とする。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、当該市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川西市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の川西市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該

旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。） 、失職若しくは休職（以下「退職等」という。） となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（証人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

5 証人等の費用弁償に関する条例（昭和31年川西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「川西市職員等の旅費に関する条例（昭和44年川西市条例第7号）別表級別2級の者」を「一般職の職員」に改める。

（川西市消防団条例の一部改正）

6 川西市消防団条例（昭和39年川西市条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表第3条中

「

基準	摘要
市長相当額	
2級	左記基準の級別は川西市職員等の旅費に関する条例別表による。

」

を

「

基準
市長相当額
一般職の職員相当額

」

に改める。